

虚偽の情報提供に基づくレセプト債の発行・販売と取締役の対第三者責任

- 【文献種別】 判決／札幌地方裁判所
【裁判年月日】 令和3年3月25日
【事件番号】 平成29年(ワ)第1086号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 会社法429条1項
【掲載誌】 金判1622号33頁
◆ LEX/DB 文献番号 25590563

東北学院大学准教授 内藤裕貴

事実の概要

A社は、B社によってレセプト債の発行を目的として設立された特別目的会社（以下、「SPC」という。）であり、平成26年11月10日にY₁がA社の代表取締役役に就任している。B社は、A社のほかにC社とD社をSPCとして設立しており（以下、3社をあわせて「3SPC」という。）、そのいずれの会社についてもB社が実質的に管理、運営をしていた。A社は、その買い取った診療報酬債権等を裏付資産として発行する診療報酬債権等流動化債券（レセプト債）である「a発行私募社債」（以下、「a債」という。）を顧客に販売し、C社もD社も同様の仕組みでレセプト債を発行し、顧客に販売をしていた。E証券は、a債の主幹事社としてA社からa債の販売支援等の業務委託を受けており、Y₂がE証券の取締役兼管理本部長として、3SPCのレセプト債の販売等について中心的に関わり、管理部門の責任者としてB社との交渉窓口になっていた。

a債を含む3SPCが発行するレセプト債は、本来、発行残高に見合った診療報酬債権等の買取りがされていなければならなかったが、C社は平成17年12月期から、A社は平成23年4月期から、D社は平成24年3月期から、レセプト債発行によって調達した資金をB社等の資金に流用し、発行残高に見合った診療報酬債権等の買取りを行っていなかった。しかし、A社がB社に委託して毎月末日に作成し、a債を顧客に販売するX社に送付していた運用実績報告書には、平成26

年9月期から平成27年8月期にかけて、A社がa債の発行残高に見合った診療報酬債権等の買取りを行っている旨の虚偽の記載がなされており、B社経由でX社に送付していたA社の決算報告書（以下、運用実績報告書と併せて「運用実績報告書等」という。）にも、同様の記載がなされていた。

平成25年3月22日、3SPCの運用実績報告書の作成を担当していたFは、C社の資産を調査したところ、C社から資金が流出して不明になっている事実が判明した。その後、Fは、C社の資金流出の事実をE証券のG会長に説明した。また、Y₂は、平成25年5月から6月にかけて、複数の機会において、FやG会長からC社の資金流出について説明を受けた。

平成26年1月31日、B社の代表取締役であるHは販売代理証券会社からのレセプト債に係る情報公開の要請を受けて、E証券の代表取締役であるZおよびY₂とその対応について協議した。そこで、Zは、3SPCがレセプト債の発行・販売を続けて行くための形式的な検証を実施するようY₂に指示を出した。また、B社のIも、Hの指示を受けて、3SPCそれぞれの買取債権管理表を作成したが、その際に、Y₂は運用実績報告書との整合性を確認し、Iはその指示のもと、運用実績報告書との齟齬の有無を確認し、必要な修正を行った。そして、平成26年3月25日および同年7月30日には、Y₂が検証者として3SPCの検証作業を実施し、E証券は同年8月25日付で、X社に対して検証結果を報告した。

平成27年10月29日に、証券取引等監視委員

会はB社の調査を行い、a債等の新規発行停止を指示した。このため、A社は、既発行のa債の元本償還および利払いの資金調達ができなくなり、同年11月6日に破産手続開始決定を受けるに至った。

そこで、a債の償還を受けることができなくなった顧客に対して損失補償金を支払ったX社は、このような事態に至ったのは、A社、B社およびE証券が、診療報酬債権等の買取残高について虚偽の情報を提供したことなどが原因であると主張して、Y₁およびY₂に対し、会社法429条1項、430条に基づいて、損害賠償請求訴訟を提起した。

判決の要旨

1 Y₁の責任

「Y₁は、A社の唯一の取締役だったのであり……、A社に対して善管注意義務（会社法330条、民法644条）を負うべきことは当然である。……」

「もっとも、SPCは資産の流動化のための器として設立されるペーパーカンパニーであり、SPCの取締役は実質的な業務執行を期待されているわけではないのが実態である……。実際、Y₁は、A社の代表取締役としての業務を何一つ行ったことはなかったし……。X社自身、Y₁がa債について何らかの形で関与することを期待していたとも認められない……。」

「そうすると、Y₁は、B社がX社に対して虚偽情報の提供を行っていることを認識していたか、容易に認識できたにもかかわらず、これを止めなかったという場合に限り、善管注意義務違反が認められ、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負うものというべきである。」

「……Y₁が……B社がX社に対する虚偽情報の提供を行っていることを認識していたとか、容易に認識できたと認めるに足りる証拠は存しない。」

「よって、その余の点を検討するまでもなく、Y₁に対する請求には理由がない。」

2 Y₂の責任について

「Y₂は、E証券の取締役として……。E証券に対して善管注意義務……を負うべきことは当然である。」

「もっとも、3SPCの実質的な管理、経営はB社が行い……。運用実績報告書等の作成もB社が行っており……。E証券はこれらの業務に直接関わっていたわけではない。すなわち、Y₂は、B社による虚偽情報の提供を当然に知り得る立場にはなかった。」

「そうすると、Y₂は、B社が（E証券と共謀して）X社に対して虚偽情報の提供を行っていることを認識していたか、容易に認識できたにもかかわらず、これを止めなかったという場合に限り、善管注意義務違反が認められ、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負うものというべきである。」

「そこで検討するに、Y₂は……複数の機会に、Fから、3SPCの一つであるC社から約70億円もの資産が流出している事実などを告げられており、平成26年3月25日に3SPCの検証作業を行ったとき……までには、運用実績報告書等の虚偽記載を認識していたものと認められる。」

「……平成25年5月7日頃から同年6月18日にかけて、Y₂が、Fから直接、あるいはG会長を介して、C社の資産流出について説明を受けていた事実が優に認められるものということができる。」

「……Y₂が、検証対象の選定をB社に委ねたのは……運用実績報告書が水増しされている事実を隠蔽するために行われたものであることを示すものであり、このことは、Y₂自身、運用実績報告書の虚偽記載を十分に認識していたことを裏付けるものというべきである。……」

「以上のとおり、Y₂は、遅くとも平成25年6月までにはC社から多額の資産が流出している事実を知り、平成26年3月25日までには運用実績報告書の虚偽記載を認識していたものと認められる。」

「そうすると、Y₂としては、遅くとも平成26年3月25日頃以降、E証券に対して負う善管注意義務……に基づいて、E証券がA社及びB社と共謀してX社に対して虚偽情報の提供（内容虚偽の運用実績報告書の交付）という不法行為を行うことを止めさせるべきであり、また、X社ら関係者に対して真実を告げることにより虚偽情報の提供を止めさせることが可能であったのに、これを怠ったという任務違背が認められ、かかる任務違背について故意が認められる。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、内容虚偽の運用実績報告書に基づいていわゆるレセプト債を販売した証券会社が、同債の発行元である特別目的会社の代表取締役（ Y_1 ）ならびに主幹事社の取締役（ Y_2 ）に対して会社法 429 条 1 項等に基づき、損害賠償責任を追及した事例である。そして、本判決は、いずれの取締役についても、同様の判断基準を用いて、（悪意・重過失による）善管注意義務違反の有無を判断し、 Y_1 についてはその責任を否定し、 Y_2 についてはその責任を肯定している。本判決において問題となっている、B社が実質的に管理・運営する 3SPC によって発行されたレセプト債は世間の耳目を集めており、実際に本判決以前にも引受証券会社の引受審査義務違反を理由とする不法行為責任が追及された事案が見受けられる¹⁾。本判決では——3SPC のアレンジャーである B 社やその代表取締役である H がそれぞれ破産手続開始決定を受けたことが理由であると推察されるが——レセプト債発行のための器である特別目的会社の取締役、ならびに、レセプト債の主幹事社の取締役の第三者に対する責任が追及されたという点に特徴があり、注目に値する。

なお、会社法 429 条 1 項の責任が肯定されるためには、取締役の任務懈怠行為と第三者の損害との間に相当因果関係がなければならぬとされるが²⁾、本判決では、X 社の顧客に対する損失補償金の支払いが Y_2 の任務懈怠と相当因果関係のある損害にあたるかも争われていた。しかし、本稿では、この点については紙幅の関係上取り扱わない（本判決は、X 社による損失補償金の支払いと Y_2 の任務懈怠の相当因果関係を肯定している。）。

二 特別目的会社の取締役の責任

本判決は、 Y_1 は、B 社が X 社に対して虚偽情報の提供を行っていることについての認識ないし容易な認識可能性がある場合には、A 社を代表してこれを止めさせるべき義務を善管注意義務（会社 330 条、民 644 条）の内容として負う旨を判示する。

ところで、取締役の善管注意義務の水準は、その地位・状況にある者に対して通常期待される程度のものであると解されている³⁾。そのため、特

別目的会社の取締役である Y_1 が負う善管注意義務の水準を画するにあたっては、通常の事業会社における取締役のそれとは別段の考慮が必要となるであろう。そもそも、特別目的会社とは、資産の流動化など特別な目的のためにのみ使用されることを前提として設立される会社であり、資産流動化法に基づいて設立される特定目的会社など、その設立準拠法は多岐にわたる⁴⁾。しかし、本判決も述べるように、特別目的会社はあくまで資産流動化のための器として設立されるに過ぎないため、その取締役は——通常の事業会社における業務執行取締役とは異なり——実質的な業務執行を期待されているわけではなく、同人の善管注意義務ないし職務の範囲は自ずと狭くなる。この点につき、特定目的会社の資産流動化計画の作成に関し、取締役の第三者に対する責任が問題となった大阪地判平 18・5・30（判タ 1250 号 325 頁）も、「取締役に期待される中心的な職務は、決定された資産流動化計画を機械的に実施することにあ」るが、資産流動化計画の変更や確定手続を定める場合であっても当該手続に係る取締役の裁量は極めて限定されており、「取締役が資産流動化計画の作成に実質的に関与することが通常期待されているものとはいえない」と判示しており、特定目的会社の取締役の職務の範囲が狭いことが窺われる。そのため、本判決は、特別目的会社における取締役の善管注意義務一般について述べたものではないものの、善管注意義務の水準について、前掲大阪地判平 18・5・30 と方向性を一にしていると評価できる。他方で、前掲大阪地判平 18・5・30 は、特定目的会社の取締役の任務懈怠の有無については会社の設立経緯や取締役の選任状況等を考慮して事案ごとに判断すべき旨もまた指摘しており、この指摘については特定目的会社の取締役の責任が常に否定されるわけではないことを示唆しているとも評されている⁵⁾。

本判決は、 Y_1 が、B 社による虚偽情報の提供を認識し、あるいは、容易に認識できたとは認められないとして、その責任を否定している。しかし、仮に Y_1 が虚偽情報の提供につき認識し、あるいは、容易に認識できた状況であったとしても、——取締役に就任した以上は B 社による虚偽情報の提供を止めるべきであるようにも思えるかもしれないが—— Y_1 は特別目的会社の取締役である以上、積極的に会社の業務執行に関与することが

通常期待されているわけではないし、また、Y₁が取締役に選任された状況を考慮したとしても、Y₁にB社による虚偽情報の提供を止めさせる旨の善管注意義務を負わせることは困難であるようにも思われる。

三 虚偽の情報提供に加担した主幹事社の 取締役の責任

本判決は、Y₂はE証券がA社およびB社と共に謀してX社に対して虚偽情報の提供という不法行為を行うことを止めさせるべきであったが、これを怠ったことを認定して、故意による任務懈怠を肯定している。したがって、本判決は、E証券の代表取締役であるZが同社を代表してX社に虚偽情報を提供したことに対する、いわばY₂の監視義務違反が問題となった事案であるといえる。判例は、取締役の監視義務に関して、取締役は、取締役会に上程された事柄のみならず、代表取締役の業務執行一般につき監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは、招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職務を有するものであると解して⁶⁾、取締役会の監督権限から取締役の監視義務を導いている。もっとも、本判決が認定した事実からはE証券が取締役会設置会社であるか否かは明らかでないが、取締役会非設置会社においても、取締役は善管注意義務の一環として業務執行に対する監視義務を負うと解されている⁷⁾。

監視義務の具体的な内容については、会社の業務執行状況を把握する義務と業務執行が違法・不当となる危険性があるときにこれを是正する義務の2つから構成されると解されている⁸⁾。本判決では、E証券がX社に対して虚偽情報の提供を行ったことをY₂が認識していた事実が認定されており、Y₂としては、E証券の代表取締役であるZの業務執行状況を把握している以上、取締役として適切な是正措置を講じることが求められていたといえよう。さらに、本判決では、講じられるべき是正措置として「虚偽情報の提供を止めさせる」ことをY₂に要求し、その不作為を理由に同人の責任が肯定されている。しかし、取締役が講じべき是正措置は一律に決められるべきものではない。そのため、当該取締役が置かれた状況に照らした上で、どのような是正措置をとるべきかについて取締役に経営判断原則に類似した一定

の裁量が認められるべきであろう⁹⁾。そうであれば、本判決が、Y₂が虚偽情報の提供を止めさせなかったという一事をもって善管注意義務違反を肯定したことは早計であり、措置を講じなかったという判断の妥当性についても審査がなされるべきであったようにも思われる。しかし、不作為という取締役の判断が尊重されるためには情報収集・分析・検討を経た結果としての不作為であることが求められるところ¹⁰⁾、本件のY₂のように、会社（E証券）の不当な業務執行に対して——加担こそすれども——何らの是正措置について検討をすることなく、漫然と虚偽情報の提供を止めさせなかったという不作為は、およそ取締役の判断として尊重されるべきではない。そのため、本判決がY₂の監視義務違反による故意の任務懈怠を肯定したことについては結論として支持できる。

●—注

- 1) 那覇地判平 30・7・13 金判 1548 号 18 頁。
- 2) 最大判昭 44・11・26 民集 23 卷 11 号 2150 頁。
- 3) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 8 版〕』（有斐閣、2021 年）449 頁、奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール 会社法 2〔第 2 版〕』（日本評論社、2016 年）90 頁〔高橋美加〕。
- 4) 小林賢「SPC（特別目的会社）とは」監査 619 号（2013 年）18 頁。
- 5) 山宮慎一郎「大阪地判平 18・5・30 判批」NBL849 号（2007 年）6 頁。
- 6) 最判昭 48・5・22 民集 27 卷 5 号 655 頁。
- 7) 田中亘『会社法〔第 3 版〕』（東京大学出版会、2021 年）280 頁。黒沼悦郎『会社法〔第 2 版〕』（商事法務、2020 年）135～136 頁。
- 8) 神崎克郎『取締役制度論』（中央経済社、1981 年）110 頁、近藤光男編著『判例法理 取締役の監視義務』（中央経済社、2018 年）7 頁。
- 9) 大杉謙一「役員責任」江頭憲治郎編『株式会社法大系』（有斐閣、2013 年）326 頁。
- 10) 吉原和志「取締役の経営判断と株主代表訴訟」小林秀之＝近藤光男編『新版 株主代表訴訟大系』（弘文堂、2002 年）79～80 頁は、単なる不作為は経営判断原則による保護の対象外であることを指摘する。

* 本稿は、JSPS 科研費 21K13216 の助成を受けたものである。